

議案第 9 号

向日市個人情報保護条例の一部改正について

向日市個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月20日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市個人情報保護条例の一部を改正する条例

向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人

識別符号をいう。

- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 登録する情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
第8条第2項中「次に掲げる」を「要配慮」に改め、同項各号を削る。

第21条第1項第2号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録)」を削る。

第31条第1項中「次条第1項」を「第32条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(向日市情報公開条例の一部改正)

- 2 向日市情報公開条例(平成11年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)」を加える。

第16条第1項中「前条第1項」を「第15条第1項」に改め

る。

〈参 考〉

向日市個人情報保護条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号</u> <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) <u>要配慮個人情報</u> <u>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録等)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録等)</p>

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに行うときは、あらかじめ、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)に登録し、これを公表しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 登録する情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 略

2～4 略

(収集の制限)

第8条 略

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき又はあらかじめ第40条第1項に規定する向日市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

3及び4 略

(開示の実施)

第21条 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 略

(2) 電磁的記録

を記録しておくことができるもの(以下「電磁的記録媒体」という。)に記録されている個人情報 当該電磁的記録媒体の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

2及び3 略

(審査請求があった場合の手続)

第31条 実施機関は、第19条第1項若しくは第2項又は第29条各項に規定する決定又は不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに行うときは、あらかじめ、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)に登録し、これを公表しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 略

2～4 略

(収集の制限)

第8条 略

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき又はあらかじめ第40条第1項に規定する向日市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条、信教その他の心身に関する個人情報

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

3及び4 略

(開示の実施)

第21条 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 略

(2) 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によっては認識することができない方式で作られた記録)を記録しておくことができるもの(以下「電磁的記録媒体」という。)に記録されている個人情報 当該電磁的記録媒体の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

2及び3 略

(審査請求があった場合の手続)

第31条 実施機関は、第19条第1項若しくは第2項又は第29条各項に規定する決定又は不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当

する場合を除き、遅滞なく、第32条第1項に規定する向日市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

場合を除き、遅滞なく、次条第1項に規定する向日市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

〈参 考〉

向日市情報公開条例の一部改正（附則第2項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開の請求があったときは、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開の請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（<u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(審査会の設置)</p> <p>第16条 <u>第15条第1項</u>に規定する実施機関の諮問に応じて審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として向日市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開の請求があったときは、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開の請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等_____により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(審査会の設置)</p> <p>第16条 <u>前条第1項</u>に規定する実施機関の諮問に応じて審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として向日市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p>